

豊介護発第 5294 号
令和 8 年 1 月 27 日

通所介護事業所 管理者様
地域密着型通所介護事業所 管理者様
認知症対応型通所介護事業所 管理者様
介護予防・生活支援通所サービス事業所 管理者様

豊田市福祉部介護保険課長

介護サービスの体験利用について

法定代理受領サービスとして提供される介護サービスと同等のサービスを事業所利用者以外の者に提供する法定代理受領に該当しないサービス、いわゆる体験利用を提供する際は以下の事項に留意すること。なお、単なる事業所の見学及びサービス提供時間外の法定代理受領サービスに該当しないサービスについてはこの限りではない。

1 提供時間

体験利用は、あくまでもサービス選択のための介護サービスの提供方法など事業所の概要確認に留め、サービス提供時間と比べて、著しく短い時間で提供すること。

2 利用料

体験利用者から支払を受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにすること。なお、無料での体験利用や通常の利用料の額に上乗せして料金を徴収することは認められない。

3 提供方法

サービス提供時間内に介護サービスの設備（機能訓練室など）において、設備や人員に余裕があることなどを理由として、介護保険サービス利用者と体験利用者に一体的にサービスが提供するなど、真に介護サービスを必要としている者へサービス提供がされない、また、介護保険制度の適正な運用の確保を妨げるおそれのある提供方法は認められない。

また、介護サービス利用者がいない時間又はサービス提供時間外においても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）等に規定される基準に準じて体験利用を提供すること。